

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「企業価値の持続的向上」を実現し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を築くためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠との基本認識のもと、ガバナンス体制の整備・強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社小学館	544,500	9.26
株式会社小学館リサ・コーポレート・ソリューション・ファンド3号投資事業有限責任組合	360,795	6.13
吉田 仁平	162,525	2.76
日本出版販売株式会社	50,000	0.85
佐藤 俊介	44,802	0.76
XST PARTNERS PTE. LTD.	21,978	0.37

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
---------------------------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新10 名
定款上の取締役の任期	更新1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 俊介	他の会社の出身者											
吉田 広明	弁護士											
大橋 敏彦	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 俊介			_____	企業経営者としてIT及びインターネット分野における豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役に選任しております。 なお、同氏及び同氏が所有する資産管理会社が当社株式を保有しておりますが、保有合計株式数に重要性はありません。

吉田 広明	○	○	——	弁護士として法律に関する専門的な知識を有しており、経営に対する客観的かつ的確な助言等をいただくため、社外取締役を選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。
大橋 敏彦	○	○	——	公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的知見を有しており、経営に対する客観的かつ的確な助言等をいただくため、社外取締役を選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

内部監査部門が、監査等委員会と連携して年度計画に基づき内部監査を実施し、必要に応じて改善を求める体制としています。今後、監査等委員会が使用人の設置を求めた場合は、必要に応じてその職務を補助する使用人を選任するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会、会計監査人である太陽有限責任監査法人及び内部監査部門は、それぞれの監査方針や監査計画等の重要な事項について情報交換会を通じて共有し、連携を図ることにより効果的な監査を行っております。
また、監査等委員会と内部監査部門とは定期的に内部監査状況についての意見交換を実施、監査等委員会と会計監査人も定期的に会計監査の状況について報告を受け意見交換を実施するなど、積極的な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----	-----------------------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

業績拡大及び企業価値拡大の意欲向上を目的として、業績連動型報酬制度及びストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役及び従業員へのストックオプションの付与は、業績拡大及び企業価値拡大の意欲向上と経営参画意識及び株主重視の経営意識向上を目的としております。また、監査等委員である取締役への付与は適正な監査業務の遂行による企業価値の向上に資することを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各役員の報酬については、取締役(監査等委員である取締役を除く。・)・監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。決定方法は、各役員の職務執行状況等を鑑み、取締役(監査等委員である取締役を除く。・)の報酬等については取締役会にて、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員会にて報酬等の額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対し専任のスタッフ配置は行っておりませんが、必要に応じて管理部スタッフがサポートする体制としております。また、取締役会の開催に先立ち、必要に応じて資料の事前送付及び事前説明を行うこととしております。なお、社外取締役による意見交換会を定期的に開催しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、平成28年3月30日開催の定時株主総会における定款変更により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

a. 取締役会

取締役4名(監査等委員である取締役を除く。内社外取締役1名)、監査等委員である取締役約3名(内社外取締役2名)の計7名で構成され、経営戦略、事業計画の執行に関する最高意思決定機関として毎月開催しており、法令、定款に定められた事項に限定せず、決議事項、報告事項を幅広く議案とする事により、実質的な最高意思決定機関として機能しています。なお、取締役会において実質的な議論を可能とするため、取締役(監査等委員である取締役を除く。・)の員数を10名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とする旨を定款に定めております。また、当社では権限を適切に委譲し、迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。

b. 経営会議

当社では、毎月1回、常勤の取締役、執行役員及び常勤の監査等委員である取締役が出席する会議体である経営会議を開催しております。経営会議では、業務執行上の重要な事項に関する審議及び各部門の進捗状況等を報告しており、変化する事業環境に対して迅速な対応ができるよう体制を整えております。

c. 監査等委員会監査及び内部監査

監査等委員である取締役3名(内社外監査役2名)全員をもって監査等委員会を組織し、常勤の監査等委員を選定するとともに当該委員会を毎月開催しております。また、監査等委員は経営会議等の主要な会議に出席し、監査等委員ではない取締役と執行役員の業務執行を監視するとともに、社長との情報交換会等を通じて日常から意見交換を行っております。

また、社長室内に内部監査担当1名を設置し、定期的かつ随時必要な内部監査を実施するとともに、毎月の監査等委員会において内部監査状況の報告、意見交換を行うなど監査等委員会との連携体制をとっております。なお、社長室への内部監査につきましては管理部長が実施しております。

d. 社外取締役

当社は社外取締役を3名選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、社外取締役による専門家としての豊富な経験、会計・法律に関する高い見識等に基づき、経営に対する客観的かつ的確な助言を求めるとともに、取締役の職務執行の監督をしております。

社外取締役3名はいずれも毎月1回開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、客観的な立場から職務執行に関する監督及び助言を積極的に行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。独立性の高い社外取締役3名及び監査等委員会による監督、監査機能の充実により、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持し、継続的に企業価値を向上させることができると考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後、決算発表の早期化とあわせ、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に際しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主構成の推移に応じて、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に複数回、説明会を開催する予定であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に複数回、説明会を開催する予定であります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページのIRサイトに掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは主に社長室が担当する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業行動規範」を定めお客様、取引先、従業員等のステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、実施を検討いたします
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーが、的確な投資情報を適時、適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的に整備を進めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

社は、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、内部統制システムの整備を行っております。

a. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社及び子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、当社「企業行動規範」に基づき、法令及び定款、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に従い、その職務を執行する。

(b) 当社取締役会は、独立した社外取締役を招へいして構成し、その意思決定及び業務執行の適法性を監督する機能を強化して経営の透明性・公平性を確保する。

(c) 当社監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムが有効に機能しているかを確認するとともに、その整備・維持の状況を監視する。

(d) 当社管理部門は、当社グループにおける法令遵守に関わる規程・マニュアルその他の関連規程の整備、コンプライアンスに関わる教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めるとともに、内部統制システムの整備、維持を行う。

(e) コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制における問題点の把握と改善に努める。

(f) 当社内部監査部門は、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況ならびに職務の執行の手続及び内容の妥当性、有効性等を監視するとともに、内部統制システムのモニタリングを行い、適宜、代表取締役及び監査等委員会に報告する。

(g) 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務諸表の信頼性を確保するための体制の整備を図り、継続的な評価と必要な是正を行う。

(h) 反社会的勢力に対しては、法令及び社内規程に従い、組織的に毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

b. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる文書その他の情報は、文書管理規程その他の社内規程に従い、その保存媒体の形式に応じて、適切に保存・管理する。

c. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理規程に基づいてリスク管理体制の整備を行う。

(b) 重大リスクが顕在化した場合には、リスク管理規程に基づいて迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるように努める。

d. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、定時取締役会を月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。

(b) 当社グループは、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において職務執行に関する権限及び責任を明文化し、適時適切に見直しを行う。

(c) 当社は、取締役会の事前審議機関として経営会議を設置し、取締役会の意思決定に必要な情報について十分な検討、事前協議を行う。

(d) 当社は、執行役員制度の導入により、権限を適切に委譲し、業務執行の効率化、迅速化を図る。

(e) 中期経営計画及び年度予算・事業計画を策定し、その進捗を月次及び適宜レビューすることにより課題の抽出と迅速な対応を行なう。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備、その他子会社の経営管理については、当社管理部門がその任にあたる。

(b) 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営上の重要事項については、取締役会の事前承認を必要とし、適時業務の執行に関して必要な報告及び資料の提出を求める。

f. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項ならびにその取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

(a) 当社監査等委員会からの要請があった場合、その職務を補助する使用人(以下、「監査等委員補助者」という。)として、管理部門の中から若干名を選任する。

(b) 選任された監査等委員補助者は、当社監査等委員の指揮・命令に服するものとし、監査等委員補助者に対する人事権の行使にあたっては、事前に当社監査等委員と監査等委員でない当社取締役が協議する。

g. 監査等委員でない取締役及び使用人等ならびに子会社の取締役及び使用人等(以下、「当社グループの取締役等」という)が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a) 当社グループの取締役等は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為ならびに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役等に対し報告を求めることができる。

(b) 当社監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また重要な決裁書類及び関連資料を閲覧し、必要に応じて説明を求めることができ、代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。

(c) 当社監査等委員会への報告をした当社グループの取締役等に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(d) 当社の監査等委員会及び当社子会社の監査役は、連携を強化し、適宜必要な情報交換を行う。

h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 当社監査等委員会は、監査の実施に際し必要に応じて当社管理部門に協力を要請することができる。

(b) 当社監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人との情報交換に努め、密接な連携を図る。

(c) 当社監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに必要な処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととしています。当社は、以下のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定めるとともに、反社会的勢力対応規程を定め、その整備を行っております。

1. 当社は、反社会的勢力と一切の関係を持ちません。反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。

2. 当社は、反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として毅然とした姿勢で拒絶するとともに、民事、刑事両面の法的措置を講じます。

3. 当社は、反社会的勢力の対応にあたり、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。

4. 当社は、反社会的勢力の対応に当たる役職員の安全を確保します。

また、この方針に従い、反社会的勢力対応マニュアルを制定し、新規顧客等との取引開始時には、取引先審査規程に基づいた事前審査を行うとともに、顧問弁護士との連携を含めた緊急体制の構築、所管警察署の相談窓口との関係強化、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への参加等を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項 更新



